

事 務 連 絡
令和3年11月24日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「令和2年10月15日事務連絡」という。)においてお示ししており、その中で、面会及び外出の実施にあたっての留意点もお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が決定され、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること、との方針が示されました。また、外出については、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して利用者の外出についての対応を検討すること、との方針が示されました。

これを踏まえ、令和2年10月15日事務連絡にてお示ししていた社会福祉施設等での面会及び外出の実施にあたっての留意点を見直し、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)を都道府県等に発出いたしました。

介護保険施設等の運営基準において、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされていることも踏まえ、ご対応いただけるよう、貴会会員への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

なお、現在、各施設類型に応じた感染対策の手引き等をお示ししているため、

令和2年10月15日事務連絡については廃止することとします。今後、社会福祉施設等に共通した感染防止対策の留意点については、各手引き等や関連の事務連絡を参照いただくようお願いします。また、「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」（令和3年7月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）についても廃止します。

また、医療施設等における面会の実施については、「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」（令和3年11月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡）を参照いただくようお願いします。

【別紙】

「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）